

改 正 案	現 行
独立行政法人労働安全衛生総合研究所法 目次 第一章 総則（第一条―第五条） 第二章 役員及び職員（第六条―第十条） 第三章 業務等（第十一条―第十三条） 第四章 雑則（第十四条・第十五条） 第五章 罰則（第十六条・第十七条） 附則 第一章 総則 （目的） 第一条 この法律は、独立行政法人労働安全衛生総合研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。 （名称） 第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人労働安全衛生総合研究所とする。	独立行政法人産業安全研究所法 目次 第一章 総則（第一条―第六条） 第二章 役員（第七条―第九条） 第三章 業務等（第十条―第十二条） 第四章 雑則（第十三条・第十四条） 第五章 罰則（第十五条） 附則 第一章 総則 （目的） 第一条 この法律は、独立行政法人産業安全研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。 （名称） 第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人産業安全研究所とする。

働安全衛生総合研究所とする。

(研究所の目的)

第三条 独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）は、事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保に資することを目的とする。

(事務所)

第四条 (略)

(資本金)

第五条 (略)

第二章 役員及び職員

(役員)

第六条 (略)

2 研究所に、役員として、理事二人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第七条 (略)

業安全研究所とする。

(研究所の目的)

第三条 独立行政法人産業安全研究所（以下「研究所」という。）は、事業場における災害の予防に関する調査及び研究を行うことにより、職場における労働者の安全の確保に資することを目的とする。

(特定独立行政法人)

第四条 研究所は、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。

(事務所)

第五条 (略)

(資本金)

第六条 (略)

第二章 役員

(役員)

第七条 (略)

2 研究所に、役員として、理事一人を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第八条 (略)

(役員任期)

第八条 (略)

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九条 研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 研究所の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十一条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うこと。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 研究所は、前項の業務のほか、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第九十六条の二第一項に規定する調査及び同条第二項に規定する立入検査を行う。

(区分経理)

第十二条 (略)

(役員任期)

第九条 (略)

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 事業場における災害の予防に関する調査及び研究を行うこと。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

(区分経理)

第十一条 (略)

(積立金の処分)

第十三条 研究所は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十一条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 4 (略)

第四章 雑則

(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求)

第十四条 厚生労働大臣は、労働災害（労働安全衛生法第二条第一号の労働災害をいう。以下この条において同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、労働災害の予防のための調査及び研究を緊急に行う必要があると認めるときは、研究所に対し、必要な調査及び研究（第十一条に規定する業務の範囲内に限る。）の実施を求めることができる。

2 (略)

(主務大臣等)

第十五条 (略)

(積立金の処分)

第十二条 研究所は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 4 (略)

第四章 雑則

(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求)

第十三条 厚生労働大臣は、労働災害（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第一号の労働災害をいう。以下この条において同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、労働災害の原因を究明するための調査及び研究その他の労働災害の予防のための調査及び研究を緊急に行う必要があると認めるときは、研究所に対し、必要な調査及び研究（第十条に規定する業務の範囲内に限る。）の実施を求めることができる。

2 (略)

(主務大臣等)

第十四条 (略)

第五章 罰則

第十六条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十三条第一項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかったとき。

第五章 罰則

第十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十二条第一項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかったとき。

改 正 案	現 行
（財務諸表等の備付け及び閲覧等） 第五十条 登録製造時等検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支決算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百二十三条第一号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。 2 4 （略） （研究所による労働災害の原因の調査等の実施） 第九十六条の二 厚生労働大臣は、第九十三条第二項又は第三項の規定による労働災害の原因の調査が行われる場合において、当該労働災害の規模その他の状況から判断して必要があると認めるときは、<u>独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）に、当該調査を行わせることができる。</u> 2 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、研究所に、<u>第九十四条第一項の規定による立入検査（前項に規定する調査に係るものに限る。）を行わせることができる。</u> 3 厚生労働大臣は、前項の規定により研究所に立入検査を行わせる	（財務諸表等の備付け及び閲覧等） 第五十条 登録製造時等検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支決算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百二十三条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。 2 4 （略）

場合には、研究所に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

4 研究所は、前項の指示に従つて立入検査を行つたときは、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。

5 第九十一条第三項及び第四項の規定は、第二項の規定による立入検査について準用する。この場合において、同条第三項中「労働基準監督官」とあるのは、「独立行政法人労働安全衛生総合研究所の職員」と読み替えるものとする。

（研究所に対する命令）

第九十六条の三 厚生労働大臣は、前条第一項に規定する調査に係る業務及び同条第二項に規定する立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、研究所に対し、これらの業務に関し必要な命令をすることができる。

第二百二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第五十条第一項（第五十三条の三から第五十四条の二まで及び第七十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第五十条第二項（第五十三条の三から第五十四条の二まで及び第七十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだ者

二 研究所が第九十六条の三の規定による命令に違反した場合におけるその違反行為をした研究所の役員

第二百二十三条 第五十条第一項（第五十三条の三から第五十四条の二まで及び第七十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第五十条第二項（第五十三条の三から第五十四条の二まで及び第七十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条―第五条） 第二章 役員及び職員（第六条―第十条） 第三章 業務等（第十一条・第十二条） 第四章 雑則（第十三条・第十四条） 第五章 罰則（第十五条・第十六条） 附則 （事務所） 第四条 （略） （資本金） 第五条 （略） 第二章 役員及び職員 （役員） 第六条 （略）	目次 第一章 総則（第一条―第六条） 第二章 役員（第七条―第九条） 第三章 業務等（第十条・第十一条） 第四章 雑則（第十二条・第十三条） 第五章 罰則（第十四条） 附則 （特定独立行政法人） 第四条 研究所は、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。 （事務所） 第五条 （略） （資本金） 第六条 （略） 第二章 役員 （役員） 第七条 （略）

(理事の職務及び権限等)

第七条 (略)

(役員の任期)

第八条 (略)

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九条 研究所の役員及び職員は、職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 研究所の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十一条 (略)

2 研究所は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

一・二 (略)

三 健康増進法第二十七条第五項(同法第二十九条第二項、第三十二条第三項及び第三十二条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定により収去された食品の試験を行うこと。

(積立金の処分)

(理事の職務及び権限等)

第八条 (略)

(役員の任期)

第九条 (略)

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十条 (略)

2 研究所は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

一・二 (略)

三 健康増進法第二十七条第五項(同法第二十九条第二項及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により収去された食品の試験を行うこと。

(積立金の処分)

第十二条 (略)

第四章 雑則

(緊急の必要性がある場合の厚生労働大臣の要求)

第十三条 厚生労働大臣は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、研究所に対し、第十一条に規定する業務のうち必要な調査及び研究又は試験の実施を求めることができる。

2 (略)

(主務大臣等)

第十四条 (略)

第五章 罰則

第十五条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二 第十二条第一項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかったとき。

第十一条 (略)

第四章 雑則

(緊急の必要性がある場合の厚生労働大臣の要求)

第十二条 厚生労働大臣は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、研究所に対し、第十条に規定する業務のうち必要な調査及び研究又は試験の実施を求めることができる。

2 (略)

(主務大臣等)

第十三条 (略)

第五章 罰則

第十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二 第十一条第一項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかったとき。

四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第三（第二百二十四条の三関係）		別表第三（第二百二十四条の三関係）	
名称	根拠法	名称	根拠法
（略）	（略）	（略）	（略）
独立行政法人労働安全衛生総合研究所	独立行政法人労働安全衛生総合研究所法（平成十一年法律第八十一号）		
衛生総合研究所	法（平成十一年法律第八十一号）		
独立行政法人国立健康・栄養研究所	独立行政法人国立健康・栄養研究所法（平成十一年法律第八十号）		
・栄養研究所			

改 正 案	現 行
（労災勘定の歳入及び歳出） 第四条 労災勘定においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつて、その歳入とする。 一 五 （略） 六 <u>独立行政法人労働安全衛生総合研究所法</u>（平成十一年法律第百八十一号）<u>第十三条第三項</u>、<u>独立行政法人福祉医療機構法</u>（平成十四年法律第百六十六号）<u>第十六条第四項</u>、<u>独立行政法人労働政策研究・研修機構法</u>（平成十四年法律第百六十九号）<u>第十四条第三項</u>及び<u>独立行政法人労働者健康福祉機構法</u>（平成十四年法律第百七十一号）<u>第十三条第三項</u>の規定による納付金 2 この勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつて、その歳出とする。 一 （略） 二 <u>独立行政法人労働安全衛生総合研究所</u>、<u>独立行政法人労働政策研究・研修機構</u>及び<u>独立行政法人労働者健康福祉機構</u>への出資金、交付金及び施設の整備のための補助金 三 七 （略）	（労災勘定の歳入及び歳出） 第四条 労災勘定においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつて、その歳入とする。 一 五 （略） 六 <u>独立行政法人産業安全研究所法</u>（平成十一年法律第百八十一号）<u>第十二条第三項</u>、<u>独立行政法人産業医学総合研究所法</u>（平成十一年法律第百八十二号）<u>第十二条第三項</u>、<u>独立行政法人福祉医療機構法</u>（平成十四年法律第百六十六号）<u>第十六条第四項</u>、<u>独立行政法人労働政策研究・研修機構法</u>（平成十四年法律第百六十九号）<u>第十四条第三項</u>及び<u>独立行政法人労働者健康福祉機構法</u>（平成十四年法律第百七十一号）<u>第十三条第三項</u>の規定による納付金 2 この勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつて、その歳出とする。 一 （略） 二 <u>独立行政法人産業安全研究所</u>、<u>独立行政法人産業医学総合研究所</u>、<u>独立行政法人労働政策研究・研修機構</u>及び<u>独立行政法人労働者健康福祉機構</u>への出資金、交付金及び施設の整備のための補助金 三 七 （略）

六 食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（緊急時の要請等） 第二十七条 （略） 2 （略） 3 委員会は、食品の安全性の確保に関し重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、関係各大臣に対し、独立行政法人国立健康・栄養研究所法（平成十一年法律第八十号）<u>第十三条第一項</u>の規定による求め又は独立行政法人農林水産消費技術センター法（平成十一年法律第八十三号）第十二条第一項、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法（平成十一年法律第九十二号）第十九条第一項、独立行政法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第九十四号）第十二条第一項、独立行政法人食品総合研究所法（平成十一年法律第百九十六号）第十二条第一項若しくは独立行政法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第百九十九号）第十四条第一項の規定による要請をすることができる。	（緊急時の要請等） 第二十七条 （略） 2 （略） 3 委員会は、食品の安全性の確保に関し重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、関係各大臣に対し、独立行政法人国立健康・栄養研究所法（平成十一年法律第八十号）<u>第十二条第一項</u>の規定による求め又は独立行政法人農林水産消費技術センター法（平成十一年法律第八十三号）第十二条第一項、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法（平成十一年法律第九十二号）第十九条第一項、独立行政法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第九十四号）第十二条第一項、独立行政法人食品総合研究所法（平成十一年法律第百九十六号）第十二条第一項若しくは独立行政法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第百九十九号）第十四条第一項の規定による要請をすることができる。